

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成24年分の源泉所得税課税状況から成っている。課税状況は全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率（平成24年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） 15%
 (2) 配当所得

| | 平成16年1月～18年4月 | 平成18年5月～20年12月 | 平成21年1月～24年12月 |
|--|------------------------|---|------------------|
| 上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公券証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等 | 総合課税 | | 総合課税と申告分離課税の選択適用 |
| 源泉徴収税率 | 7%（注1） | | |
| 確定申告不要制度 | 適用（上限なし） | | |
| 上記以外の配当等（未上場株式の配当等） | 総合課税 | | |
| 源泉徴収税率 | 20% | | |
| 確定申告不要制度 | 1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下 | 1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下 | |
| 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配 | 源泉分離課税 | | |
| 源泉徴収税率 | 15%（注2） | | |

（注1）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要
 （注2）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）
 (4) 源泉徴収選択口座内配当等 7%
 (5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 7%
 (6) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
 (7) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 (略)
 ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%
 (8) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの
- | | | |
|--|---|---|
| (イ) 原稿料等（所得税法第 204条 1 項 1 号） 弁護士、税理士等（同条 1 項 2 号） 職業野球選手、騎手等（同条 1 項 4 号） 芸能等についての出演、演出等（同条 1 項 5 号） 契約金（同条 1 項 7 号） | } | 1 回の支払金額 100万円までの部分 10% " 100万円超の部分 20% |
| (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 1 項 2 号） 職業拳闘家（同条 1 項 4 号） 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 1 項 4 号） パー、キャバレーのホステス等（同条 1 項 6 号、措置法第41条の20） 広告宣伝の賞金（同条 1 項 8 号） | } | = 1 回の支払金額 1 万円超の部分 10% = 1 回の支払金額 5 万円超の部分 10% = 月中の支払金額12万円超の部分 10% = (5千円×計算期間の日数) を超える部分 10% = 1 回の支払金額50万円超の部分 10% |
| (ハ) 診療報酬（同条 1 項 3 号）= 月分の支払金額20万円超の部分 10% (ニ) 公的年金等（所得税法第 203条の2）= (公的年金等の支給額) - (控除額) A 「扶養親族等申告書」を提出した場合 5% B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 10% (ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第 207条） = (支払う年金の額 - その年金額に対応する保険料又は掛金の額) で25万円以上のもの 10% | | |
| ロ 内国法人に対して支払われるもの ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174条第10号） = (賞金の額の20%+60万円) を超える部分 10% | | |